

経済産業省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率（案）について

1 審議対象案件の内容

- ・ 対象者
日本貿易振興機構 理事（2）
- ・ 業績勘案率（案）：いずれも1.0

2 業績勘案率（案）の決定方法（別紙1）

- ・ 業績勘案率（案）の決定方法は、「業績勘案率の評価を行うに当たっての基本的考え方」（平成17年9月1日経済産業省独立行政法人評価委員会決定、以下「考え方」という。）に基づくものであり、当分科会の方針に沿ったもの（別紙2及び下表）。
- ・ 具体的には「考え方」に基づき、機関実績勘案率及び個人業績勘案率に基づく基礎業績勘案率を算出し、当該役員の在職中の特筆すべき法人の業績等を勘案して、業績勘案率（案）を決定する方式。
- ・ 上記1法人2人の退職役員に係る業績勘案率についても、経済産業省独立行政法人評価委員会の関係分科会において、この方式により検討・審議し、業績勘案率（案）を「1.0」として最終決定している。

3 当委員会の意見案

当該業績勘案率（案）は、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）に沿った方法により決定されており、妥当なものと認められることから「意見なし」といたしたい。

（補足説明）上記2の経済産業省独立行政法人評価委員会決定における決定方法の主な内容は、次のとおり

独立行政法人評価分科会の方針	経産省評価委員会決定における決定方法
2. ① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」に基づく各年度の機関実績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均して求めた率を α とする。 （「考え方」2.（2））
2. ② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	役員が退職した日の属する「年度実績評価」が確定していない場合、当該年度の機関実績勘案率は、その前年度の機関実績勘案率その他の明確な方法（※：原則として、役員が退職した日が、当該日の属する年度の開始後6ヶ月以内である場合には、前年度の機関実績勘案率を準用することとし、7ヶ月以後

	<p>である場合には、当該年度の「年度実績評価」の確定を待つこととする。）により算出することとし、当該方法の適用につき合理的な説明を要することとする。 （「考え方」2.（2））</p>
<p>2. ⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていないこと。 ・ 過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。 ・ 個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。 ・ 役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。 	<p>各独立行政法人は、「機関実績勘案率α」と「個人業績勘案率β」を算出後、配分率x、y（注：各法人の特性・役員の職責に応じ決定する。ただし、<u>個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、yは0.2とする。</u>）を乗じ、「基礎業績勘案率ε'」を算出し、評価委員会に通知する。 （「考え方」2.（1））</p>
<p>2. ⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。</p>	<p>評価委員会は通知された基礎業績勘案率ε'に基づき、<u>当該役員の在職中に特筆すべき法人の業績等を勘案して当該役員の業績勘案率εを決定する。</u> （「考え方」2.（1））</p>
<p>2. ⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。</p>	<p>機関実績勘案率は、「年度実績評価」の結果における項目別評価を<u>当該役員の職責に応じ適切にウェイト付けし、通常の業績に比して明確に差が生じる適切な換算を行い0.3～1.5の間で算出するものとする。</u> （「考え方」2.（2））</p>

(別紙1)

経済産業省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率(案)の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容			業績勘案率(案)
				機関業績勘案率	個人業績勘案率	基礎業績勘案率	
			(参考) 在任期間	(※1)	(※2)	(※3)	(※4)
日本貿易振興機構	理事	H16.1.1~H18.8.13	H15.6.16~	1.0	1.0	1.0	1.0
	理事	H16.1.1~H18.9.30	H14.4.1~	1.0	1.0	1.0	1.0

- (※1) 「考え方」2.(2)において「当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」に基づく各年度の機関実績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均して求めた率」とされている。
- (※2) 「考え方」2.(3)において「1.0を基本とする」とされている。
- (※3) 「考え方」2.(1)において「機関実績勘案率 α 」と「個人業績勘案率 β 」を算出後、配分率 x 、 y (注:各法人の特性・役員の職責に応じ決定する。ただし、個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、 y は0.2とする。)を乗じ、「基礎業績勘案率 ε' 」を算出する」とされており、その計算式は「 $\varepsilon' = x\alpha + y\beta$ ($x + y = 1$ 、 $x = 0.8$ 、 $y = 0.2$) (ε' :基礎業績勘案率、 α :機関実績勘案率、 β :個人業績勘案率、 x :機関実績勘案率の配分率、 y :個人業績勘案率の配分率)」とされている。
- (※4) 「考え方」2.(1)において「通知された基礎業績勘案率に基づき、当該役員の在職中に特筆すべき法人の業績等を勘案して当該役員の業績勘案率を決定する」とされている。

業績勘案率の評価を行うに当たっての基本的考え方

平成17年9月1日

経済産業省独立行政法人評価委員会

1. 基本的考え方の見直しについて

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）を受けて、経済産業省においては、独立行政法人毎の総合評定に対応する業績勘案率の算出方法を平成16年1月に策定した。

一方、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において、「役員退職金にかかる業績勘案率に関する方針」（平成16年7月23日）が決定され、その中で、「業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする」こととされており、各府省評価委員会からの通知が1.0を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、総務省政策評価・独法評価委員会として、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本に厳しく検討を行うことが示された。

今般、当該方針を受け、経済産業省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」）として以下に新たに業績勘案率についての考え方（以下「考え方」）を提示することとする。

2. 「業績勘案率」の決定

(1) 基礎業績勘案率 ε' の算出。

各独立行政法人は、「機関実績勘案率 α 」と「個人業績勘案率 β 」を算出後、配分率 x 、 y （注；各法人の特性・役員の職責に応じ決定する。ただし、個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、 y は0.2とする。）を乗じ、「基礎業績勘案率 ε' 」を算出し（小数点第二位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）、評価委員会に通知する。

$$\varepsilon' = x\alpha + y\beta \quad (x + y = 1, \quad x = 0.8, \quad y = 0.2)$$

ε'	: 基礎業績勘案率
α	: 機関実績勘案率
β	: 個人業績勘案率
x	: 機関実績勘案率の配分率
y	: 個人業績勘案率の配分率

評価委員会は通知された ε' に基づき、当該役員の在職中に特筆すべき法人の業績等を勘案して当該役員の ε を決定する。

(2) 「機関実績勘案率 α 」の算出

当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」に基づく各年度の機関実績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均して求めた率を α とする（小数点第二位未満の端数があるときには、これを四捨五入する）。

各年度の機関実績勘案率は、「年度実績評価」の結果における項目別評価を当該役員の職責に応じ適切にウェイト付けし、通常の業績に比して明確に差が生じる適切な換算を行い 0.3～1.5（3段階評価の法人については 0.5～1.5）の間で算出するものとする。（適切な換算の例（別紙））

なお、役員が退職した日の属する「年度実績評価」が確定していない場合、当該年度の機関実績勘案率は、その前年度の機関実績勘案率その他の明確な方法（※）により算出することとし、当該方法の適用につき合理的な説明を要することとする。

※：原則として、役員が退職した日が、当該日の属する年度の開始後 6ヶ月以内である場合には、前年度の機関実績勘案率を準用することとし、7ヶ月以後である場合には、当該年度の「年度実績評価」の確定を待つこととする。

(3) 「個人業績勘案率 β 」の算出

当該役員の個人業績勘案率 β は 1.0 を基本とする。

なお、役員個人の業績の報酬に対する反映方法が確立された場合には、報酬に係る個人業績を退職手当に反映することとする。

3. 諸手続等

(1) 評価委員会は、「業績勘案率」を決定する際には、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することとする。

(2) 本「考え方」は、業績勘案率の決定状況等諸般の事情により、必要に応じ見直すものとする。

4. 本考え方の適用について

本考え方は、平成 17 年度の業績評価結果から適用する。それ以前の期間（平

成16年1月1日～平成17年3月31日)については、従前の当委員会における業績勘案率についての考え方や、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)等を総合的に踏まえ、適切に対応する。

【B、C、D評価を含まない場合】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表(5段階)

(単位:%)

		各事業年度の項目別評価の評定				
		AA	A	B	C	D
機関実績勘案率 (α)	1.5	AA=100				
	1.2	$25 \leq AA < 100$	$0 < A \leq 75$			
	1.0	$0 \leq AA < 25$	$75 < A \leq 100$			
	0.8					
	0.5					
	0.3					

【C、D評価がなくB評価を含む場合】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表(5段階)

(単位:%)

		各事業年度の項目別評価の評定				
		AA	A	B	C	D
機関実績勘案率 (α)	1.5					
	1.2					
	1.0	$25 \leq AA + A < 100$		$0 < B \leq 75$		
	0.8	$0 \leq AA + A < 25$		$75 < B \leq 100$		
	0.5					
	0.3					

【D評価がなくC評価が含まれている場合】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表(5段階)

(単位: %)

		各事業年度の項目別評価の評定				
		AA	A	B	C	D
機関実績勘案率 (α)	1.5					
	1.2					
	1.0					
	0.8	$25 \leq AA+A+B < 100$			$0 < C \leq 75$	
	0.5	$0 \leq AA+A+B < 25$			$75 < C \leq 100$	
	0.3					

【D評価が含まれている場合】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表(5段階)

(単位: %)

		各事業年度の項目別評価の評定				
		AA	A	B	C	D
機関実績勘案率 (α)	1.5					
	1.2					
	1.0					
	0.8					
	0.5	$25 \leq AA+A+B+C < 100$				$0 < D \leq 75$
	0.3	$0 \leq AA+A+B+C < 25$				$75 < D \leq 100$

【C評価を含まない場合】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表(3段階)

(単位:%)

		各事業年度の項目別評価の評定		
		A	B	C
機関実績勘案率 (α)	1.5	$A=100$		
	1.2	$50 \leq A < 100$	$0 < B \leq 50$	
	1.0	$25 \leq A < 50$	$50 < B \leq 75$	
	0.8	$0 \leq A < 25$	$75 < B \leq 100$	
	0.5			
	0.3			

【C評価を含む場合】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表(3段階)

(単位:%)

		各事業年度の項目別評価の評定		
		A	B	C
機関実績勘案率 (α)	1.5			
	1.2			
	1.0			
	0.8			
	0.5	$50 \leq A+B < 100$		$0 < C \leq 50$
	0.3	$0 \leq A+B < 50$		$50 < C \leq 100$

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 月 日

経済産業省独立行政法人評価委員会

委員長 木村 孟 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大橋 洋 治

「経済産業省所管の独立行政法人の役員の退職金に係る
業績勘案率 (案) について」について (意見)

「経済産業省所管の独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率 (案) について」(平成19年4月20日付け)をもって貴委員会より通知のありました業績勘案率 (案) については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)に沿っているものであり、特に意見はありません。